

大阪広域環境施設組合請負工事施工体制確認マニュアル

第1条 目的

不良不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保及びコスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。

このマニュアルは、大阪広域環境施設組合（以下、「本組合」という。）発注工事の請負業者から不良不適格業者の排除を行い、適正な施工の確保を徹底するため、当該工事現場における監理技術者等の専任制及び施工体制を確認する際に行う確認事項や方法等を具体的に示すことを目的とする。

第2条 確認対象工事

本組合発注の請負工事

第3条 確認を行う者

大阪広域環境施設組合契約規則第41条第1項の規定により、事務局長が指定する請負契約の適正な履行を確保するために必要な監督を担当する職員

第4条 確認事項

「工事施工体制等チェックシート（別紙1）」のとおり

第5条 確認方法及び確認時期等

「工事施工体制の確認方法及び確認時期等（別紙2）」のとおり

第6条 建設業法等違反に係る事案の対応

1 契約担当者への報告

監督職員が確認を行った結果、監理技術者等の専任制等の確認ができない場合、一括下請負していることが明らかな場合又は施工体制台帳の不備など不適切な点が判明した場合にあって、監督職員が是正を求めているにもかかわらず請負業者がこれに応じないときは、当該工事を所管する事業担当課長等は、事務局長に遅滞無くその旨を報告することとする。

2 大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置

事務局長は、報告を受けた事案について、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づいて停止措置を行うこととする。

3 建設業許可行政庁への報告

建設業法に違反していることが明らかな場合には、事務局長は、国土交通大臣又は大阪府知事に対し遅滞なく通報することとする。

第7条 その他

「工事施工体制等チェックシート（別紙1）」の「1. 工事概要」中、「工事種別」欄については、各所属の事情に応じてあらかじめ不動文字として文言等を定めることを妨げない。

附則

この規定は、平成28年4月28日以後に締結された契約に係る工事について適用する。

附則

この規定の改定は、平成 28 年 6 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。
附則

この規定の改定は、令和元年 10 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。